

2020年3月30日

お客さま 各位

東奥信用金庫

「後見支援預金」の取扱開始について

平素は、東奥信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では、成年後見制度にかかわる取組みとして、家庭裁判所から「指示書」が交付された方がご利用いただける「後見支援預金」の取扱いを開始いたしました。

「後見支援預金」は、すべての取引が「指示書」に従い行われるもので、「公平性」と「透明性」の高い財産管理が可能となり、後見人の財産管理の負担軽減につながります。

詳細は、当金庫ホームページ、またはお近くの当金庫営業店窓口でもご確認いただけますのでお気軽にお問合わせください。

記

1. 利用対象者

家庭裁判所から「後見支援預金」の新規契約にかかわる「指示書」の交付を受けた方

2. 取扱商品

普通預金および決済用普通預金

3. 取引方法

預金のお預け入れ、引き出し等のすべての取引は、家庭裁判所が交付する「指示書」に基づき、お取扱いいたします。

4. 制約事項

- (1) 給与・年金等の自動受取りや各種公共料金等の口座振替はご利用いただけません。
- (2) キャッシュカードは発行いたしません。
- (3) お取引は、口座を開設された営業店窓口での取扱いに限定させていただきます。

5. 取扱開始日

2020年3月30日（月）

以 上

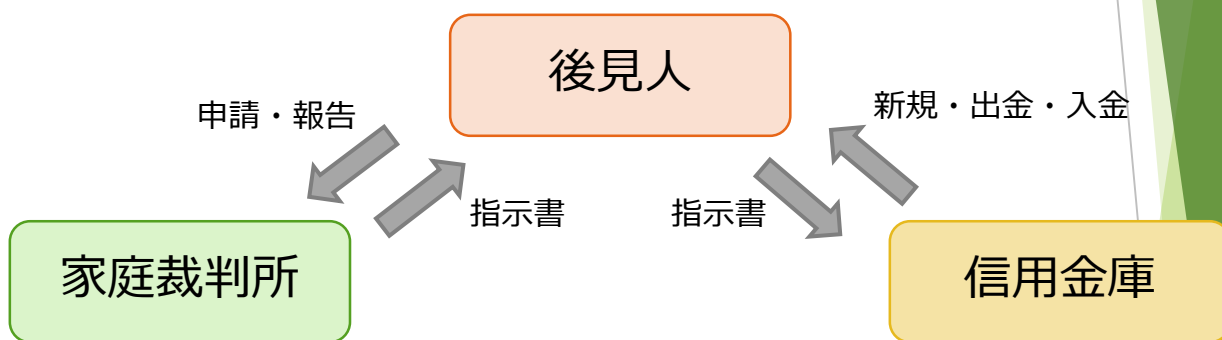
後見支援預金について

青森県信用金庫協会

後見支援預金とは？

後見人が、裁判所の指示書によって利用できる普通預金です。

- 被後見人の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は、後見人自身で管理し、残額は「後見支援預金」として、家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理します。
- 後見支援預金口座における入出金は、家庭裁判所の指示書が必要となり、後見人による被後見人の財産管理の透明化が図れます。



後見支援預金の特徴・メリット

- ・すべての取引（入金・出金・解約等）に家庭裁判所の指示書が必要となります。
- ・普通預金であり、いくらからでも預入することができ、手数料はかかりません。
- ・付利型の金利は普通預金の店頭表示金利を適用いたします。無利息型はお利息がつきません。
- ・キャッシュカードは発行されません。
- ・後見人が口座を開設できます。
(裁判所の判断により専門職後見人が選任される場合があります。)
- ・現在は「後見」の類型のみの取扱いとなります。
- ・手間やコストをかけず、お取引をそのまま継続することができます。
- ・家庭裁判所が関与することで、「公平性」・「透明性」の高い財産管理が可能となり、後見人の財産管理の負担軽減につながります。

後見支援預金口座開設までの流れ

後見開始または未成年後見人選任の申し立てをする

後見人等が後見支援預金利用の申し出をする

家庭裁判所が後見支援預金の利用について適否を検討する

▼ 適していると判断

- ・ 預入金額を決定
- ・ 定期交付金の金額などを設定
- ・ 家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の報告書を提出

▼ 適さないと判断

口座開設できません

後見支援預金の作成

家庭裁判所が報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合は、指示書が後見人に発行されるので、指示書を持参して青森県内信用金庫の本支店窓口へ行く

青森県内信用金庫の本支店で新規口座を作成する
(入金・出金についても指示書に基づく流れと同じ)

後見人が家庭裁判所に作成したことを報告する (通帳の写し等を添えて報告)

◆後見支援預金口座開設時に必要なもの◆

- ・ 指示書
- ・ 後見人の本人確認書類
- ・ 登録印鑑
- ・ 登記事項証明書 (原本)
- ・ 口座開設申込書 (本支店にて記入)
- ・ 預入金

詳しくは、青森県内の信用金庫本支店窓口へお問い合わせください